

インドとの原子力協力 核不拡散体制を維持する道は

日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター
客員研究員 小山 謹二

米国とインドの原子力協力協定の全文が、8月3日に公開された。発効には、インド連立政権内の合意、国際原子力機関（IAEA）との保障措置協定締結、日本を含む原子力供給グループ（NSG、45カ国）の合意、そして米国議会の承認が必要である。

インドは核不拡散条約（NPT）の批准を拒否し、1998年は核実験をし、核戦力を拡大している。他方、エネルギーは逼迫しており、電力不足の解消のために最新の原子力施設をNSGから輸入する計画である。

米印協定では、軍用プログラムは適用の対象外で、兵器用核物質、そしてプルトニウムを生産する原子炉と再処理施設でIAEAの保障措置の査察を受け入れる保証がない。また、民生用原子炉の核燃料の供給は保証されているので、インド産のウランは全て核兵器の生産に回すことができる。米印協定は核戦力の拡大を黙認している。

日本は同協定への賛否を「保留」としてきたが、IAEA保障措置そしてNSGの協議の場で明確な態度を表明しなければならない。核兵器の廃絶と核不拡散を国是とする日本の態度表明は国際的に極めて重要である。インドが原発で利益を得ることは認めても、核拡散リスクを容認してはならない。

インドは野党の合意が得られないため、10月15日、米印協定の発効手続きを棚上げすると米国に伝えた。しかし、手続きはいずれ再開される。それまでの猶予期間は定かでないが、日本は対応策を検討するための時間を与えられた。

賛否の表明を控えてきた従来の発想を転換し、国是を守り、国際的な軍縮・核不拡散体制を弱めるリスクを最小に抑え、インドに最新の原発技術の輸入を許す道を開くために欠くことができないと考えられる条件を提示して、広く議論を呼びかけたい。

第一に、インドは核軍縮への明確な寄与として、包括的核実験禁止条約（CTBT）に署名し、核兵器用核物質の生産を凍結しなければならない。そし

て、凍結を検証するためのメカニズムの実証プロジェクトを IAEA や関係諸国と立ち上げる。このプロジェクトは核兵器用核物質生産禁止条約の実現に貢献し、NPT 第 6 条の規定する核軍縮に向けた第 1 歩だ。

第二に、インドは核不拡散体制を維持するために、全ての平和利用核物質が核兵器等に転用されていないことを確認できる透明性の高い保障措置を受け入れなければならない。それには、核兵器用核物質の存在を考慮した上で、平和利用核物質の転用がないことを検証する新たなシステムを構築する必要があり、日本はその構築に協力すべきである。さらに、未申告施設の活動の検知が可能な「追加議定書」の批准が条件となる。

第三の条件は、インドは核保有国の拡散防止義務（NPT 第 1 条）の履行を約束し、原子力の平和利用にかかる機微技術の輸出管理を日本と同等の制度・体制を整備し運用しなければならない。また、核物質防護条約の義務を履行しなければならない。そして、核兵器用核物質の透明性を確保するため、IAEA ガイドラインに沿ってプルトニウムと高濃縮ウランの实在庫量を公表することを条件とする。

これらの条件は、インドが核兵器を保有しているという事実を認めた上で、軍縮・核不拡散体制を維持するための最低条件である。